

## 滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県と市町が共同して作成する活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の活性化計画をいう。以下同じ）の目標を達成するために必要な事業のうち、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、市町等が行う事業または、市町が補助する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、この交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（事業実施主体および対象事業）

第2条 第1条に規定する事業の事業実施主体は、実施要綱第2の2に定める事業実施主体とし、対象事業は、実施要綱第2の1に定める農山漁村活性化整備対策に係る事業（以下「事業」という。）とする。

（事業および交付率等）

第3条 交付の対象となる事業の交付率等は、別表1に定めるところによる。

（交付申請の手続き）

第4条 規則第3条に規定による交付金の交付を申請しようとする市町等は、交付金交付申請書（別記様式第1号）に掲げる次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 経費の配分および事業計画の概要（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 実施設計書（別記様式第4号）
- (4) 交付金の交付に関する規定および要綱

2 交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める日までとする。

3 市町等は、前項の申請書を提出するにあたっては、事業実施主体において当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税仕入控除額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町等は、次に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
    - ア 事業に要する経費の配分の変更（別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとする場合
    - イ 事業に要する内容の変更（別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとする場合
    - ウ 事業を中止し、または廃止しようとする場合
  - (2) 市町等は、事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
  - (3) 実施要領第8の2の(26)に規定する事業を行う市町等は、当該事業による受益農地が、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113号の2第2項の規定による工事完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外の目的に転用された場合には、規則第13条の規定に基づく交付金の額の確定通知で示す単位面積あたりの交付金の額に当該転用の面積を乗じて算出された金額を知事に返還しなければならない。
  - (4) 前項の規定により交付金を返還させる場合においては、一般土地改良事業の受益地の転用、受益地の開田等に伴う補助金の返還および特別分担金の徴収措置要領（昭和46年3月1日付滋耕指第400号）によるものとする。
- 2 市町は、事業実施主体が活性化計画に基づいて行う事業に要する経費につき市町が交付する場合において、事業実施主体に対し、前項の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

(状況報告)

第6条 市町等は、規則第10条の規定により交付金の交付決定のあった年度の各四半期（第4四半期は除く）の末日現在において事業遂行状況報告書（別記様式第6号）、および事業遂行状況（別記様式第7号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(事業の完了検査)

第7条 事業実施主体は、事業の内土木工事に該当する事業が完了したときは、滋賀県建設工事検査要領（昭和58年4月30日付滋検第255号）を準用して竣工検査を行うものとする。

ただし、事業実施主体の工事検査規定で竣工検査を行う場合はこの限りでない。

(実績報告等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告をしようとする市町等は、実績報告書(別記様式第8号)に掲げる次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金振分基準表(実施要領第8の2の(26)に規定する事業)(別記様式第9号)
- (2) 補助事業の成果・経費の配分および事業計画の概要(別記様式第2号実績報告用)
- (3) 補助事業の成果(別記様式第10号)
- (4) 収支精算書(別記様式第11号)
- (5) 事業完了写真
- (6) 出来高設計書(別記様式第4号)

2 実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日以内、または交付金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、交付金の金額が概算払により交付された場合の提出期限は、交付金の交付決定のあった年度の翌年度の5月10日までとする。

3 第4条第3項ただし書きにより交付の申請をした市町等は、第1項の実績報告書を提出するにあたっては、当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項ただし書きにより交付の申請をした市町等は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(審査および調査等)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書等の審査および現地調査等については、知事が別に定める。

(交付金の交付請求)

第10条 知事は、市町等に対して規則第13条の規定による交付金の額の確定の通知をし、交付金交付請求書を受理した後に、交付金を交付するものとする。

2 市町等は、規則第15条第2項の規定により、概算払いにより交付金の交付を受けようとするときは、交付金概算払請求書(別記様式第13号)に事業遂行状況(別記様式第7号)を添えて知事に提出しなければならない。

3 市町等は、規則第13条に基づく通知を受けた後、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付申請書(別記様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第11条 知事は、事業実施主体が規則第17条および第18条により返還すべき交付金の全部または一部を納付しない場合においては、その者に対して同種の事業等について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、また当該補助金と未納額とを相殺することがある。

(書類の経由等)

第12条 市町等は、規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄農業農村振興事務所長に提出するものとする。

2 所長等は、前項の書類を受領したときは、滋賀県地方機関土地改良事業取扱要領（昭和48年3月14日付滋耕指第383号）、滋賀県団体営事業等調査（検査）要綱（昭和62年2月28日付滋耕第294号、滋農村第192号）によらなければならない。

3 この要綱に定める書類の提出部数は、別表2に掲げるとおりとする。

(基準処理期間)

第13条 規則第4条の規定による交付決定は、第3条に規定による申請があった日から起算して50日以内に行うものとする。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

2 滋賀県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成20年4月1日付け滋農振第153号農政水産部長通知)は、平成28年3月31日付けで廃止する。

3 2に掲げる通知によって平成27年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の交付金から適用する。

別表1

事業名	事業実施主体	経費	交付率		重要な変更	
			国	県	経費の配分の変更	事業の内容の変更
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）	交付要綱第2の2に定める事業実施主体とする。	1 事業費 実施要領 別表1の交付対象事業の欄に掲げる事業の実施に要する経費	定額 実施要領別表1の交付額算定交付率の欄に掲げる交付額算定交付率（5.5/10以内）	別紙の事業メニュー欄に掲げる交付額算定交付率の県費分以内	1 事業費総額の30%を超える増減 2 事業メニューにかかる経費の相互間における30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設または廃止（中止） 3 事業メニューにかかる施行箇所または設置場所の変更 4 事業メニューごとに事業メニューの30%を超える変更
		2 附帯事務費 1の事業にかかる事務であって、市町等が事業の実施および指導監督等を行うものに要する経費	定額（当該事業に要する経費の1/2以内）	—		

別表1の別紙(別表1の交付率欄に記載の別紙)

要件類別	交付対象事業	事業メニュー	交付額算定交付率	
			国交付金分	県費分
-	基盤整備	1. 農業用排水施設 ・かんがい排水事業(一般) ・かんがい排水事業(河川利水) ・かんがい排水事業(排水河川) ・基幹水利施設補修事業 ・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型) ・かんがい排水事業(省力化対策特別型) ・土地改良総合整備事業(一般) ・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの) ・水田転換特別対策事業 ・水田汎用化土地基盤整備事業 2. 農業用道路 ・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型) ・かんがい排水事業(省力化対策特別型) ・土地改良総合整備事業(一般) ・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの) ・農道整備(普通農道) ・水田転換特別対策事業 ・水田汎用化土地基盤整備事業 3. 暗渠排水 ・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型) ・かんがい排水事業(省力化対策特別型) ・土地改良総合整備事業(一般) ・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの) ・水田汎用化土地基盤整備事業 4. 客土 ・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型) ・かんがい排水事業(省力化対策特別型) ・土地改良総合整備事業(一般) ・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの) ・水田汎用化土地基盤整備事業 5. 区画整理 ・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型) ・土地改良総合整備事業(一般) ・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの) ・ほ場整備事業 ・水田転換特別対策事業 ・干拓地等農地整備事業 ・水田汎用化土地基盤整備事業 6. 農地造成 ・干拓地等農地整備事業 ・農地開発事業 ・水田転換特別対策事業	0.5/10 1/10 1.5/10 2.75/10 2/10 0.5/10 2/10 3.5/10 3/10 2/10 2/10 0.5/10 2/10 3.5/10 1.5/10 3/10 2/10 2/10 0.5/10 2/10 3.5/10 2/10 2/10 0.5/10 2/10 3.5/10 2/10 2/10 2/10 3.5/10 2.5/10 3/10 2.5/10 2/10 2.5/10 2.25/10 3/10	定額 (農山漁村振興 交付金(農山漁 村活性化整備対 策)実施要領別 表1の交付額算 定交付率の欄に 掲げる交付額算 定交付率 (5.5/10以内)

要件類別	交付対象事業	事業メニュー	交付額算定交付率	
			国交付金分	県費分
		<p>7. 農用地保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型)</li> <li>・水田転換特別対策事業</li> <li>・水田汎用化土地基盤整備事業</li> </ul> <p>8. 交換分合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型)</li> <li>・かんがい排水事業(省力化対策特別型)</li> <li>・土地改良総合整備事業(一般)</li> <li>・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの)</li> <li>・水田汎用化土地基盤整備事業</li> </ul>	<p>定額</p> <p>(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領別表1の交付額算定交付率の欄に掲げる交付額算定交付率(5.5/10以内))</p>	<p>2/10</p> <p>3/10</p> <p>2/10</p> <p>2/10</p> <p>0.5/10</p> <p>2/10</p> <p>3.5/10</p> <p>2/10</p>
農山漁村定住促進対策のうち、農村地域等振興支援	<p>基盤整備</p> <p>生産機械施設</p> <p>処理加工・集出荷貯蔵施設</p> <p>新規就業者等技術習得管理施設簡易給排水施設等</p> <p>地域資源活用起業支援施設</p> <p>地域資源循環活用施設</p> <p>地域住民活動支援促進施設</p>	<p>9. 土地改良施設整備保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水路等安全施設整備事業</li> <li>・農道整備(施設整備)</li> </ul> <p>10. 農業集落道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田汎用化土地基盤整備事業</li> <li>・上記以外</li> </ul> <p>11. 連絡農道</p> <p>12. 林道・作業道</p> <p>13. 高生産性農業用機械施設</p> <p>14. 農業経営改善安定機械施設</p> <p>15. 林業機械施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田汎用化土地基盤整備事業</li> <li>・上記以外</li> </ul> <p>16. 特用林産物生産施設</p> <p>17. 農林水産物処理加工施設</p> <p>18. 農林水産物集出荷貯蔵施設</p> <p>19. 新規就農者技術習得管理施設</p> <p>21. 飲雑用水・防災安全施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生産調整推進対策特別基盤整備事業(排水不良型)</li> <li>・土地改良総合整備事業(一般)</li> <li>・土地改良総合整備事業(畑地にかかる区域において行うもの)</li> <li>・水田汎用化土地基盤整備事業</li> <li>・上記以外</li> </ul> <p>32. 地域資源活用起業支援施設</p> <p>33. リサイクル施設</p> <p>34. 自然・資源活用施設</p> <p>35. 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p> <p>38. 小規模農林地等保全整備</p>	<p>定額</p> <p>(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領別表1の交付額算定交付率の欄に掲げる交付額算定交付率(5.5/10以内))</p>	<p>1/10</p> <p>1.25/10</p> <p>2/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>2/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>2/10</p> <p>2/10</p> <p>3.5/10</p> <p>2/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p> <p>1/10</p>

別表2

番 号	名 称	提出部数			摘 要	
		田園振興課 へ	農村振興課 へ	計		
農 山 漁 村 振 興 交 付 金 （ 農 山 漁 村 活 性 化 整 備 対 策 ）	様式第1号	交付金交付申請書	1		1	
	様式第2号	経費の配分及び事業計画の概要	1		1	
	様式第3号	収支予算書	1		1	
	様式第4号	計画書及び実施計画書 変更設計書、出来高設計書	1		1	
	様式第5号	変更承認申請書	1		1	
	様式第6号	遂行状況報告書	1	1	2	
	様式第7号	事業遂行状況	1	1	2	
	様式第8号	実績報告書	1		1	
	様式第9号	補助金振分基準表	1		1	該当事業の 場合のみ
	様式第2号 実績報告用	補助事業の成果 経費の配分及び事業計画の概要	1		1	
	様式第10号	補助事業の成果	1		1	
	様式第11号	収支精算書	1		1	
	様式第12号	仕入れに係る消費税相当額報告書	1	1	2	
	様式第13号	概算払請求書	1		1	
様式第14号	交付金交付請求書	1		1		



様式第1号（第4条関係）

年度 滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則  
第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

関係資料

- (1) 経費の配分および事業計画の概要（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 実施設計書（別記様式第4号）
- (4) 交付金の交付に関する規定および要綱

様式第2号

経費の配分および事業計画の概要

県事業名			ふりがな 事業地区名 (事業実施主体)		( )		施行年度		年度 ~ 年度					備考							
	費目	事業 メニュー	総 量		前年度まで		本 年 度					翌年度以降									
事業量			事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県 交付金	県 交付率	県交付金以外の財源			事業量	事業費							
													市町費	土地改 良区等費	その他						
													円	円	円	%	円	円	円	円	円
小計																					
市町事務費																					
事業実施主体 事務費																					
小計																					
計																					

記載要領

- 1 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量試験費、用地費及び補償費、換地費及び工事雑費並びに事務費を記載すること。
- 2 事業メニュー欄には、実施要領別表2の事業メニューを記載すること。
- 3 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 4 県交付金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 5 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月日ならびに事業完了後の予定管理者を記載するとともに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同相当額がない場合には、「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

年度

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
計		

この予算は、 年 月 日招集の 議会（総代会）において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年 月 日

市 町 長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

様式第4号（第4条、第8条関係）

◎農山漁村活性化整備対策事業実施設計書

- 第1 事業の概要
- 第2 事業所職員調書
- 第3 事業の年度別実施計画
- 第4 本年度事業実施計画
  - 1 本年度事業の概要
  - 2 水理計算および構造計算
  - 3 仕様書
  - 4 内訳明細書
  - 5 単価表
- 第5 設計図
  - 1 計画一般平面図
  - 2 平面図、縦断図、横断図、構造図

（注）様式その他細部に関して、別途通知した様式による。

様式第5号（第5条関係）

年度 滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）変更承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

年 月 日付け滋 第 号で交付金交付決定の通知があった標記交付金について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分および事業計画の概要を変更し、〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 経費の配分および事業計画の概要（別記様式第2号に準ずる）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号に準ずる）
- (3) 変更の理由
- (4) 変更設計書（別記様式第4号に準ずる）

(注) 該当変更に係る部分については、その上段（ ）書きで現行計画を記載すること。

様式第6号（第6条関係）

年度滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

年 月 日付け滋 第 号で交付金交付決定の通知のあった標  
記交付金  
事業について、 月末日現在の事業遂行状況を滋賀県補助金等交付規則第10条の規  
定により  
報告します。

記

1 事業施行場所および地区名

2 事業遂行状況 (別記様式第7号のとおり)

3 事業完了予定 年 月 日

## 事業等遂行状況

事業名

地区名

1. 収支の状況

(1)収入の部

年 月 日現在

区分	予算額	支出済額	支出未済額	摘要
	円	円	円	
計				

(2)支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	摘要
	円	円	円	
計				

2. 事業の状況

費目	事業メニュー	本年度事業実施計画		出来高		進捗率	備考
		事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	(B)/(A)	
			円		円	%	
計							

様式第8号（第8条関係）

年度滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
（事業実施主体 氏名 印）

年 月 日付け滋 第 号で交付金交付決定の通知のあった  
標記交付金事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関  
係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の成果・経費の配分および事業計画の概要（別記様式第2号に準ずる）
2. 補助事業の成果（別記様式第10号）
3. 収支精算書（別記様式第11号）
4. 国庫補助金振分け基準（別記様式第9号）
5. 事業完了写真
6. 出来高設計書（別記様式第4号に準ずる）

（注）ただし、4については該当事業のみとする。



様式第9号（第8条関係）

補助金振分基準表

事業名	地区名	補助金返還額の算定方法
		国費 $\text{円}(10^7\text{-ル}) \times C$ 県費 $\text{円}(10^7\text{-ル}) \times C$

記載要領

補助金返還額の算定方法は、国費： $A/B \times C$ 、県費： $A' / B \times C$ （ $A$ =返還対象国庫補助金の総額、 $A'$  =返還対象県費補助金の総額、 $B$ =受益地の総面積、 $C$ =転用受益地の面積で算出する。

$A/B$ および $A' / B$ は、 $10^7$ -ル当たりの額を実数で、円未満切り捨てで記入すること。

補助事業の成果

1. 工事出来高調書

地区名	事業メニュー	本年度実施計画高				同左出来高				摘要
		事業量	事業費			事業量	事業費			
			直営	請負	計		直営	請負	計	
			円	円	円		円	円	円	
計										

2. (1) 請負および竣工検査調書

地区名	区分	施工箇所	構造または工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査年月日	検査責任者 職氏名		
					円	円						
計												

- (注)
1. 請負契約書に基づき、一契約ごとに記載すること。
  2. 請負契約に変更があったときは、設計金額欄および請負契約欄に当該年度の最後の設計金額およびこれに対する請負金額を( )書きで上段に記載すること。
  3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
  4. 構造または工法の欄には、コンクリートダム、ロックフィルダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等を記載すること。
  5. 地区名の下に( )書きで事業実施主体を記載すること。

## 事業収支精算書

### 1. 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減	備 考
計				

### 2. 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減	備 考
計				

様式第12号（第8条関係）

年度 仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

年 月 日付け滋 第 号で交付決定通知のあった標記交付金について、滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付要綱第8条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)  
金 円
2. 交付金の額の確定時における仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
3. 消費税および地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
4. 交付金返還相当額（3－2）  
金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。

様式第13号（第10条関係）

年度滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）概算払請求書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

年 月 日付け滋 第 号で交付金交付決定の通知のあった  
標記交付金について、滋賀県補助金等交付規則第15条第2項の規定により、下記のとおり  
請求します。

記

1. 事業の施行場所および地区名
2. 交付金交付決定額 事業費 円  
交付金 円
3. 今回概算請求額
4. 前回までの受領額
5. 差引残高
6. 事業遂行状況 (別記様式第7号)
7. 請求の理由

様式第14号（規則第15条第1項関係）

年度滋賀県農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付請求書

金	円	交付金確定額	円
		既受領額	円

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった標記交付金  
について、上記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第15条の規定により請  
求します。

年 月 日

滋賀県知事 様

市町長 印  
(事業実施主体 氏名 印)

(2) 直営調書

科 目	金 額	摘 要
材料（資材）購入費	円	
用地買収費および補償費		
機械器具費		
換地費		
工事雑費		
事業実施主体事務費		
計		

ア. 材料（資材）購入費調書

品 目	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

イ. 用地買収費及び補償調書

区 分	地目および補償物件（または権利）	数 量	金 額	摘 要
			円	
計				

(注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

ウ. 機械器具費調書

品 目	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

(注) 摘要欄に型式、取得年月日、耐用年数、期間または時間等を記入すること。

エ. 工事雑費調書

科 目	数 量	金 額	摘 要
		円	
計			

(注) 科目欄には、別に定める工事雑費の用途区分に従って記入すること。

オ. 事務費調書

科 目	数 量	金 額	摘 要
		円	
計			

(注) 科目欄には、別に定める事務費の用途区分に従って記入すること。

カ. 財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産）

事業名	地区名	事業 実施 主体	名 称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収また は取得年 月日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種 類	処分 年月日	補助金 返還額	
						円	円						円	年度分 国費 % 県費 %

- (注) 1. 数年にわたって施工する施設についても、当該年度で記載すること。備考欄に施工年度を記載すること。  
 2. 備考欄に当該事業に係る交付率を記載すること。  
 3. 取得金額欄は、請負比率で記入すること。（工区ごとに直工/直工合計×請負額とし、財産台帳記載対象外は除き千円単位で記入する